

欧州連合 (EU) の使節権をめぐって

——エピキタリズマ(1)——

川崎 晴朗

... after World War II, ... questions about their [international organizations'] legal "personality" became more than academic ...

(1) Is international personality an inherent (or objective) attribute of international organization or does it depend on the constituent instrument and the powers expressly or impliedly granted to it?

(2) If international personality does exist for a specific international organization, is there a precise category of legal rights and duties that flow from that personality? Or the rights and duties still depend on the powers and functions expressly granted by states to the international organization?

(3) If the member states deny international personality to their international organization does that mean the entity cannot be regarded as an international organization under international law?⁽¹⁾

—Lori Fisler Damrosch *et al.*, *International Law: Cases and Materials*.

はじめに

筆者は、本紀要には第123号(2004年9月刊)からほとんど毎号、国際機関とくに欧州共同体ないし欧州連合の対外能力(外交能力)に関する論文を掲載させて頂いた。最直近では第138号から第141号まで「欧州連合(EU)の国際能力」と題するシリーズを発表した。本紀要第142号及び第143号では北朝鮮とEUとの関係という別のテーマを取り上げたが、これも間接的ではあるがEUの対外能力にかかわりのあるテーマである。

しかし、国際機関の対外能力の問題は新しいだけでなくその幅が広く、

(1) Lori Fisler Damrosch, Louis Henken, Sean D. Murphy and Hans Smit, *International Law: Cases and Materials* (5th Ed.; St. Paul, MN: West Publishing Co., 2009), p. 408.

奥行きも深い。本紀要で新しくシリーズをスタートさせ、この問題をさらに掘下げて見たい。そして、これをもって筆者の研究を一応終結させることとしたい。もっとも、リスボン条約の効力発生(2009年12月1日)及び同条約によって新たに設置された欧州対外活動庁(EEAS)の発足(2010年12月1日)でブリュッセルに新しい情勢が生まれつつある。筆者は同地に赴き、新情勢を on the spot で調査したいと考えている。その結果次第ではさらに一、二の論文を本紀要に掲載させて頂くことになる可能性がある。

新しいシリーズ名は「欧州連合(EU)の使節権をめぐる」とした。サブタイトルの「エピキタリズム」はギリシャ語で *Επικιθάρισμα* (ローマ字表記で *epikitharisma*) であるが、岩波文庫に収められている呉茂一『ギリシア・ローマ抒情詩選—花冠—』(1991年)に久保正彰氏が寄せた解説によると、エピキタリズムは「楽人が演奏を終わったのちの、余韻を奏でる爪弾きである。その言葉は中世キリスト教教父の書きものに初めて姿を見せる。」という(391頁)。外務省研修所のギリシャ語講師(ギリシャ人、女性)に知人を介してうかがったところ、現代ギリシャ語にかかる単語は存在しない、古代の文献を調べたところ、神学者・キリスト教学者テルトゥリアヌス(160-222年)が使用していた例があったとのことであった。彼女と久保氏のいう「中世キリスト教教父」とは別人と思われるがどうであろうか。ともあれ、今回のシリーズを、いわば筆者のこれまでの諸論稿の「余韻」とお考え頂ければ幸甚である。

今回はまず「代表部のタイプについて」と題する論文を掲載させて頂く。便宜上、この論文は3部に分けた。続いて「不完全主権国の使節権」を掲げる。これら2編の論文はいずれもEUの使節権と直接の関連性を有する。なお、これらの論文に関連して、「代表部の名称について」及び「EUの外交団リスト」を付記として加えた。

冒頭に Damrosch ほかの共著から引用したが、国際機関の法人格とは一体何を意味するかを考えることが現代の国際法の研究者にとり大きな課題となっている点に異論はあり得ないであろう。筆者の研究がいささかなりともこれら研究者のお役に立つならば幸いである。なお、筆者は引用文の(2)にある“states”は国際機関の加盟国のみならず非加盟国を含むと考える

が如何であろうか。

A 代表部のタイプについて

I 国際連盟

1. 現在では、EU が域外主体（第三国及び他の国際機関）に派遣する代表部は“delegation”、またこれら主体のうち第三国が EU の許に置く代表部は“mission”に統一されているが⁽²⁾、日本語ではいずれも「代表部」となる。非国家主体（国際機関を含む。）は、原則として欧州委員会の許に連絡事務所を派遣している。

それはともかく、国際機関が派遣・接受する代表部にはいくつかのタイプがある。以下、これについて述べたい。

2. M. Virally, G. Gerbet 及び J. Salmon の編纂にかかる *Les Missions Permanentes auprès des Organisations Internationales* (Bruxelles: Bruylant, 1971) は国際機関に対する「事実上の常設代表部」(délégations permanentes de facto) の概念につき説明を加えている。例えば Victor-Yves Ghébal は、国際連盟⁽³⁾に対する連盟国及び非連盟国の代表部に関してこの表現を使用している (I, 39)。この点については、下記 4. を参照されたい。なお、彼は各連盟国につき、連盟にいつ加盟し、またいつ脱退したか、さらに各連盟国の代表部がいつ設置され、またいつ閉鎖されたかを表で示している (I, 53-6)。

国際連盟はすでに解散し、歴史の一部となった国際機関である。したがって連盟の存続期間中、その許に置かれた代表部については資料がほぼ完全に整理されており、その実態のおおよそを知ることが可能である。

国際連盟は第 1 次大戦後の 1920 年 1 月 10 日にジュネーブで発足、第 2

(2) ただし、リスボン条約の実施後、EU はジュネーブに国際機関に対する代表部及び世界貿易機関 (WTO) に対する代表部の二つを置くこととなったが、後者には“mission”の語があらわれている (本紀要第 138 号、171 頁)。

(3) 余談になるが、筆者はかねてから“League of Nations”が「国際連盟」と訳された経緯を知りたいと思っていた。たまたま澤田節蔵『澤田節蔵回想録—1 外交官の生涯—』(有斐閣、1985 年) を読んでいたとき、1918 年 9 月外務省電信課長に任命された澤田氏がこの訳語 (当時のこと故、「国際聯盟」であった。) を考え出したことを知った (58 頁)。なお、League of Nations はフランス語では“Société des Nations”で、S. d. N. と略される。

次大戦後の1946年4月8日から18日まで最後の総会となる第21回総会を同地で開催、連盟の解散決議を行なった。(解散は同年4月19日。すでに国連は成立していた。) この間、多くの国が連盟に加盟する一方、これから脱退または除名された。当時のいわゆる大国はイギリス、フランス、日本、イタリア及びソ連の5カ国であるが、これら5カ国に限っても発足時からメンバーであった日本は1933年3月27日、またイタリアは1937年12月11日に連盟を脱退した。ドイツは1926年9月8日、連盟に加盟したが、1933年10月19日に脱退した。ソ連は1934年9月18日に加盟したが、1939年12月14日、除名された。なお、よく知られているように、米国はついに連盟に加盟しなかった。

3. 筆者は国際連盟と非連盟国(第三国)との関係に最も強い関心があるが、このように連盟の存続期間中、一国が連盟国であったり非連盟国であったりするため、この関係を眺めるのはそれだけ複雑な作業となる。しかも、ある国が連盟を脱退しても直ちに純粋な第三国になる訳ではない。国際連盟規約は第1次大戦後に戦勝国及び中立国がパリで作成、ドイツとのヴェルサイユ条約その他の平和条約のそれぞれの第1編として調印されたが、規約第1条はその第3段で「聯盟国ハ二年ノ豫告ヲ以テ聯盟ヲ脱退スルコトヲ得但シ脱退ノ時迄ニ其ノ一切ノ国際法上及本規約上ノ義務ハ履行セラレタルコトヲ要ス」と規定している。また、第16条第4項は「聯盟ノ約束ニ違反シタル聯盟国ニ付テハ聯盟理事会ニ代表セラルル他ノ一切ノ聯盟国代表者ノ聯盟理事会ニ於ケル一致ノ表決ヲ以テ聯盟ヨリ之ヲ除名スル旨ヲ声明スルコトヲ得」と規定している。

連盟脱退につき、立作太郎教授は「2年の予告を要するは、2年間に於て、事態の変更が脱退の意を変ぜしむる事あるべく、又冷静の熟慮の結果脱退の意を翻へすことあるべきを以て、時の余裕を与ふるが為めである。」と述べ、規約上の義務の履行を脱退の条件とした趣意は「規約上の義務を免れんとして脱退を為すを防がんとするに存する」、また広く国際法上の義務の履行を脱退の条件としたのは「国際法上又は条約上の義務の不履行の問題に関連して、規約第12条、第13条及第15条等の適用を生ずることあるべきに、之が適用を免かれんとして脱退を行ふが如きことの起るを妨

げんとするに在るものと考へらるる。」と述べているが⁽⁴⁾、その通りであろう。実際に、脱退を表明しながらその意思を撤回したケースがあった。すなわち、Oppenheim, *International Law* の第 4 版 (London, etc.: Longmans, Green and Co., 1928) の編者 Arnold D. McNair は、スペインは 1926 年 9 月 8 日、連盟に脱退の意思を通告したが、1928 年 3 月、この意思を撤回したと述べる (I, 318-9)。なお McNair は、連盟はすべての国を抱合すべき国際機関であり、組織化された国際社会を象徴するべきもので、規約第 1 条第 3 段、第 16 条第 4 項、第 26 条⁽⁵⁾のごとき規定はそもそも置くべきではないとの見解であった (352 頁)。

4. Ghébali が前掲の *Les Missions Permanentes auprès des Organisations Internationales* で述べているところでは、国際連盟に対する連盟国・非連盟国の代表部は (i) *délégations permanentes autonommes*、(ii) *délégations permanentes non autonommes*、(iii) *délégations permanentes “mixtes”* 及び (iv) *délégations permanentes de facto* の 4 タイプに分類できるという (I, 38-9)。(i)は派遣国の他の外交機関とは独立の代表部、(ii)はフランス、スイスまたはイギリス駐割の公使館に併設された代表部、(iii)の代表部は在フランス等にある公使館の一部であるが別にジュネーブにオフィス (分館) を置く。公使はパリ等に居住するが、ジュネーブに公使館員がおり、公使の指揮の下にオフィスの運営にあたる。また (iv)は在ジュネーブ領事館が実際には領事事務を行わず、もっぱら国際連盟の活動をフォローする。Ghébali は国際機関に対する加盟国及び非加盟国の代表部はこれら四つのタイプのいずれかに属するというが、筆者は、(v)として代表部を本国の外務省に置く場合、また (vi)として複数の国が一人の代表を国際機関に派遣する場合がある、と考えている。このほか、ほとんど実質をもたない“*délégation ‘fantôme’*”と呼ばれる代表部もある。

(4) 立作太郎『国際聯盟規約論』(国際聯盟協会、1932年)、52-7頁。連盟国は、規約第12条により連盟国間に紛争発生の場合「当該事件ヲ仲裁裁判又ハ聯盟理事会ノ審ニ付ス」、第13条により「聯盟国間ニ仲裁裁判ニ付シ得ト認ムル紛争ヲ生シ其ノ紛争カ外交手段ニ依リテ満足ナル解決ヲ得ルコト能ハサルトキハ当該事件全部ヲ仲裁裁判ニ付ス」こと、また第15条により連盟国間の紛争が第13条に基づいて仲裁裁判に付されたときは「聯盟国ハ当該事件ヲ聯盟理事会ニ付託スヘキコト」を約した。

(5) 第26条は規約の改正に関するもので、第2段は改正に不同意な連盟国は「此ノ場合ニ於テ当該国ハ聯盟国タラサルニ至ルヘシ」と規定する。

5. 連盟国の代表部についての Ghébali の記述で興味があるのは、5 大国のうち日本を除く諸国が国際連盟に対する代表部の維持に大きな関心を示さなかったらしいという点である。これらの国々は正式な代表部をジュネーヴに置くことで連盟を必要以上に重要視すること、さらに連盟が一種の超国家に成長すること (de donner trop d'importance à la S. d. N. et même, pourquoi pas, de la voir évoluer progressivement vers une sorte de super-Etat) を懼れていたという (I, 46)。ドイツは在ジュネーヴ領事館が代表部の役割を果たし (すなわち(iv)のタイプ)、ソ連はフランス同様、連盟の政治的会合に出席するにとどまった。とくにイギリス及びフランスはそれぞれ外務省に連盟を扱う強力な部局をもち、事務局とは恒常的にコンタクトを保っていたという (I, 46-7)。そこで、日本はジュネーヴから遠隔の地にあるため同地に代表部を置いた唯一の大国となった、という (I, 47)。いいかえれば、5 大国では日本のみが(i)のタイプの代表部を維持したというのである。

日本側の資料によると、(i)国際連盟帝国事務局はパリに設置され、1921年8月22日、初代局長として松田道一公使が任命された、(ii)またジュネーヴに連絡事務所を置き、書記官を常駐させていた⁽⁶⁾。この資料では、日本の代表部は(iii)のタイプに属することになる。

中・小国の代表部について Ghébali の説明で興味があるのは、アイルランド、カナダ及び南アフリカ連邦が明らかにその国際人格の (国際的な) 確認を求めて (soucieux de l'affirmation de leur personnalité internationale) それぞれ1923年、1925年及び1929年に代表部を置いたことである (いずれも1940年まで) (I, 48)。また、Ghébali によると、ベルギーは1930年以降、ジュネーヴにある国際問題高等研究所の Maurice Bourquin 教授を “délégué permanent de facto” としていたという (I, 48、注13)。

さて、Ghébali によると連盟加盟前に代表部を設置したのはハンガリー、アイルランド及びメキシコ、また連盟を脱退したあと代表部を置いたのは日本であるという (I, 58-9)。Ghébali は、日本は1936年3月、国際会議帝国事務局 (Bureau Japonais pour les Conférences Internationales) を開設した、

(6) 鹿島平和研究所編『日本外交史』第14巻、『国際連盟における日本』(鹿島研究所出版会、1972年)、441頁。

その目的は連盟との「部分的協力」(collaboration partielle avec la S. d. N.)であった、という。すなわち、この事務局は連盟の非政治的活動への協力、委任統治領の統治等に関連する事務を処理するため設けられ、在スイス日本公使の指揮下にあった。これは1930年以降の非連盟国が「公式に」設置した唯一の代表部であったが、1941年にその活動を停止した (I, 59)。日本が連盟からの脱退を通告したのは前述のように1933年3月であるが、これは脱退を「予告」したのであって、実際には2年後の1935年3月になって連盟との公式関係が断たれ、日本は純粹の第三国となった。国際会議帝国事務局の設置はそれから1年を経過したあとということになる。

ふたたび日本側の資料によると、日本の連盟からの脱退通告後、帝国事務局は「国際会議帝国事務局」と改称され、ジュネーヴに設置された日本総領事館内に移された。同事務局は1941年4月12日の勅令により廃止され、局員は同年6月1日、引揚げた⁽⁷⁾。国際会議帝国事務局は、(iii)のタイプの代表部であるといえよう。

6. 第三国として終始連盟の枠外に留まった国でわれわれの興味を惹くのは米国であるが、同国は連盟の許に正式な代表部を設置することはなかった。ただし、米国の連盟への関与が深まり、1930年以降、在ジュネーヴ領事館は事実上の代表部の役割を果たすようになった (I, 48-9、I, 60-1)。すなわち、米国もタイプ(iv)の代表部を開設したが、実質的にはタイプ(i)の活動を行なったのである。

他に連盟に加盟することなく代表部を置いた国としてはアルメニア及びウクライナがある(設置した場所はそれぞれジュネーヴ及びパリ)。しかし、両国は間もなくソ連に吸収され⁽⁸⁾、代表部も閉鎖された (I, 59-60)。若干の第三国は連盟との *discrète* な(控え目な)接触を在スイス公使館に託し(加盟前のトルコ)、また在ジュネーヴ領事館に託した(脱退後のブラジル、日本)。ドイツの在ジュネーヴ領事は同国が連盟に脱退を通知した直後に

(7) 鹿島平和研究所編『日本外交史』(前掲)、441頁。

(8) アルメニアは1922年12月、アゼルバイジャン及びグルジアと共に「ザカフスタン連邦共和国」を結成、つづいてロシア、ウクライナ及びベラルーシと共にソ連を形成した。1936年、「ザカフスタン連邦共和国」は解散し、それぞれがソ連の構成共和国となった。

ウクライナについては、前述のように1922年、ロシア、ベラルーシ及びザカフスタンの3カ国と共にソ連を結成した。

事務局を往訪、「加盟までのドイツ総領事と同様に行動する。」と非公式に伝えたという (I, 60)。

7. こうして見ると、国際連盟に対する代表部は、非連盟国のそれを含めてもあまり多くなかったことがわかる。開設期間が短かった代表部も多く、ギリシャ代表部が連盟の発足から解散まで存続した唯一の代表部であったという (I, 51)。

II 第2次大戦後の国際機関

1. *Les Missions Permanentes auprès des Organisations Internationales* は、第2次大戦後に発足した国際機関の幾つかの許に置かれた代表部に関して記述を行なっている。例えば Michel Virally は国連ジュネーブ事務所及び国際原子力機関 (IAEA) に対する代表部に関して (I, 165-6)、Pierre Gerbet はユネスコ、経済協力開発機構 (OECD)、欧州評議会 (CoE または CE) 及び北大西洋条約機構 (NATO) 等、主としてフランスに置かれている国際機関に対する代表部 (ただし、NATO は1967年10月、ブリュッセルに本部を移した。) に関して (I, 331-2, 400, 406-7)、また Jean J. A. Salmon は欧州経済共同体 (EEC) 及び欧州原子力共同体 (EAEC) に関して (I, 641-2)、それぞれスペースを費やしている。

しかし、*Les Missions Permanentes....* は1971年の刊行で、当然データが古くなっている。その上、同書には欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) についての記述が皆無である。

2. *Les Missions Permanentes....* が取り上げた戦後の国際機関については通常の大使館がこれら国際機関の代表部を兼任することが多く、またヨーロッパの国のいくつかは代表を常駐させず、会議が開かれるたびに各国の外務省または近隣の大使館から担当官がジュネーブに出張し、会議に参加する場合があった、という。数十年後の現在、これら国際機関に対する専任代表部の数は増加したが、各国の本省等からの出張者は相変わらず多い。なお、Virally が指摘したことであるが、東ドイツはジュネーブにある国際機関のいずれにも加盟していなかったが同地にオブザーバーを置いており、彼は外交特権を部分的に享受していたという (I, 140)。いわゆる *délégation "fantôme"* に近い存在であったと思われるが、いうまでもなく東

ドイツはもはや存在しない。

3. 1997年5月27日、ロシア及び NATO 加盟の16カ国が署名した基本文書によりロシアは NATO に対し代表部 (mission) を開設することとなった (本紀要第127号、80-1頁)。筆者にとくに関心があるのは、ロシアはブリュッセルに NATO 代表部を置いたと考えられるが、その場合は同代表部が NATO からどのようなステータスを与えられているのかという点である。ロシアは NATO から見ればあくまでも第三国である。したがって、筆者は国際法の見地からは同国の NATO 代表部は外交代表部と考えるべきであると思う。また、旧ワルシャワ条約機構加盟国のほとんどが NATO の加盟国となったが、これらの国も加盟まで (すなわち、まだ第三国であった時期)、ブリュッセルに代表を置いていた可能性がある。これらの点については、いずれブリュッセルで関連情報を収集したい。

III 欧州連合 (EU)

1. 国際機関同士が相互に常駐代表を交換する (または一方が他方の許に代表を常置する) ことが双方にとり便宜をもたらすことは多いであろう。しかし、二つの国際機関が同一または非常に近い場所にある場合はおそらく実際的意味がないであろう。例えば、EU の主要機関の多くはブリュッセルにあるが、EU は同市にある北大西洋条約機構 (NATO)、西欧同盟 (WEU) 等とは代表部を開設する形では使節権を行使したことがない。

2. 欧州共同体 (のち EU) に対する第三国の代表部について筆者に興味があるのは、(i)これら代表部の館長が EU のほかいくつかのポストを兼ねる場合があること、(ii)複数の国が一つの EU 代表部を置く場合があること、及び(iii)代表部を本国の外務省に設置する場合がある、という事実である。(EAEC は EU とは別個の存在で、EAEC が第三国に派遣し、これから接受する代表部は EU がこれら第三国と交換する代表部とは理論的には別である。この点については [付記 1] を参照されたい。)

1961年4月14日、ウィーンで開催の外交関係会議が採択した「外交関係に関するウィーン条約」は、第5条1.で「派遣国は、……外交使節団の長または外交職員を一または二以上の国に派遣し、または任命することができる。ただし、いずれかの接受国によって明示的に異議の申立てがあつ

た場合は、この限りではない。」、また第5条2.で「派遣国は、一または二以上の国に使節団長を派遣する場合において、その者が常駐していない各国内に臨時代理大（公）使を長とする外交使節団を設置することができる。」と規定している。

また、第6条で「二以上の国は、他の一国に対して、同一の人を使節団の長として派遣することができる。ただし、接受国が異議を申立てた場合は、この限りではない。」と規定している。また第8条では「二以上の国は、他の一国に対して、同一の人を使節団の長として派遣することができる。ただし、接受国が異議を申立てた場合は、この限りではない。」と定めている。

EUは国家ではないが、域外の国・国際機関に代表を派遣するにあたってこれらの規定に準拠している。

(i) EUに対する第三国代表の一部はEU専任であったが、多くの代表はEU以外の国、特にベルギー等の近隣諸国にも信任された。大雑把な言い方になるが、最初の第三国代表がECSC最高機関に信任された1952年9月以降の半世紀以上に及ぶ長い歴史を眺めれば、EU専任の代表の数は少しずつ増加したといえる。そして、一人の第三国代表がEU以外の国を兼任するケースはリスボン条約の効力発生後も見られるものの、その数は希少となった。

かつては、ある第三国代表がブリュッセル（場合により他の都市）に住み、ベルギー及び欧州共同体以外の相当数の国・国際機関を兼任していたケースがあった。例えば、マルタは2004年5月1日、EUに加盟したが、それまで同国は計8名の代表をブリュッセルに常駐せしめた。うち、最初の2人について見よう。George Curmi及びJoseph Attard Kingswellの両代表は、それぞれ1968年2月29日及び1972年3月24日、欧州共同体に信任された。両代表はブリュッセルに居住したが、Curmi大使は兼ねてスペイン（信任は1968年10月10日）、オランダ（1968年12月18日）、ベルギー（1969年1月17日）、ルクセンブルグ（1969年6月3日）、西ドイツ（1970年9月3日）及びフランス（1970年9月25日）に信任された。また、Attard Kingswell大使は兼ねて西ドイツ（1971年9月9日）、フランス（1971年9月13日）、ベルギー（1971年9月16日）、米国（1971年10月21日）、カ

ナダ (1971年11月23日)、オランダ (1972年5月25日) 及びルクセンブルグ (1972年7月11日) に信任されたが、このほかスペイン、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー等のも信任され、あるいは信任される予定であった。さらに、Attard Kingswell 大使は1971年央からマルタの国連代表を勤めた。(現状については、[付記2] を参照されたい。)

(ii) クック及びニウエの2カ国、またセント・キッツ・ネーヴィース、セント・ルシア及びセント・ヴィンセント・グルナディーン の3カ国がそれぞれ同一の代表を欧州共同体 (のち EU) に派遣している。クック及びニウエの代表については本紀要第123号 (120頁)、134号 (151頁) 及び『東京家政学院筑波女子大学紀要』第8集 (20頁)、第9集 (89-90頁、注1)、またセント・キッツ・ネーヴィース等カリブ海3カ国の代表については同じ紀要の第8集 (8-9頁) を参照されたい。ただし、2014年5月末に EU 欧州委員会編の外交団リストにアクセスしたところ (冊子による最後の版は2008年12月版で、その後電子情報化)、クックのページがなくなっていた。(ニウエのページはあるが、アドレスのみが記載され、代表・代表部員の名は載っていない。) この意味するところは明らかにし得ない。なお、カリブ海3カ国については、2014年5月現在では代表は不在で、Mme Paula Hippolyte-Bauwens 一等書記官が臨時代理大使として3カ国を代表している。(3カ国の代表部のアドレスは同一である。)

かつては、東アフリカ3カ国、すなわちケニア、ウガンダ及びタンザニアが EEC に対し一人の代表を派遣していた (『東京家政学院筑波女子大学紀要』第8集、7-8頁)。

(iii) 若干の第三国は欧州共同体 (のち EU) に対する代表部を本国に設置した。例えば、ソロモンは代表部を開設したが、のち閉鎖した (本紀要第130号、22-3頁)。その後、Abdoul M'BAYE 代表臨時代理が同国を代表したが、彼はソロモンの首府ホニアラ (Honiara) に居住した。2007年3月12日信任された Joseph MA'AHANUA 代表はブリュッセルに居住する。EC 理事会の1979年版から1981年版 *Guide to the Council of the EC* によると、トゥヴァルのコンタクト・ポイントは同国の Toalopi Lauti 首相となっていた (住所は首府 Funafuti)。同じ *Guide to ...* の1982年版にはじめてヴァヌアツが掲げられたが、連絡先は同国首相府 (住所は首府 Port Villa) であっ

た。1984年1月版以降はヴァヌアツについても首相の名が掲げられるようになった。これはトゥヴァルの例に倣ったのであろう。パラオの初代代表 Carlos Hiroshi SALII (2010年4月6日信任) は、本国の首府コロール (Koror) に住む。2014年5月現在、同代表が本国に居住する唯一の例となっている。

首相府でなく外務省がその国の連絡先になったことがある。1982年版外交団リストから、在ベルギー・フィジー大使館 (欧州共同体に対する代表部を兼ねる。) がトゥヴァル及びヴァヌアツの事務を取扱うとの注記がある。この注記は1984年1月版で消えた⁽⁹⁾。

国家間を往来する外交使節も実際には本国に居住し、必要に応じて任国に出張するケースがある。Ernest Satow, *A Guide to Diplomatic Practice* の第5版の編者 Lord Gore-Booth は、ある外交代表が必ずしも彼の任国に常駐しなくてもよいという考えがアクセプトされている以上、現在何かのポスト、例えば派遣国の外務省にポストをもつ人物をある国に兼ねて任命することが非合理的であるとはいえないであろう、と述べ、1970年7月、イギリス外務省の西アフリカ局長が兼ねて在チャド大使に信任された例を挙げている⁽¹⁰⁾。

これはおそらく大戦後、それもここ二、三十年の間に航空機の便数が飛躍的に増加し、また飛行時間が著しく短縮されるようになった結果であろう。これが筆者のいう(v)のカテゴリーに属する代表部である。今後、このような大使館及び代表部が増加するのではないか。

(iv) 欧州委員会の外交団リストによると2014年5月現在、バハマ及びトンガの2ヵ国の代表部はイギリスに⁽¹¹⁾、北朝鮮 (朝鮮民主主義人民共和国)

(9) ヴァヌアツはEUに対する代表部をブリュッセルに開設しているが、過去に欧州共同体に対する代表部を開設しようと試みたことがあった模様で、欧州委員会の1999年2月及び7月版リストには同国のページが設けられた。しかし、その後の版で削除された。2004年4月版でも設けられたが、同年10月版でふたたび削られた。

(10) Lord Gore-Booth (ed.), *Satow's Guide to Diplomatic Practice* (5th Ed.; London, etc.: Longman, 1979), p. 75.

(11) 欧州委員会の外交団リストに2014年5月にアクセスしたところでは、北朝鮮代表部には MUN Myong Sin 三等書記官 (2011年8月22日着任) 及び RI Ung Chol 二等書記官 (2007年4月24日着任) の2名が掲げられ、うち Mun 書記官が臨時代理大使となっている。Ri 書記官ではなく、格下の Mun 書記官が臨時代理大使となっている理由は明らかでない。

の代表部はドイツにある。また、米州開発銀行 (IDB) の連絡事務所はパリに置かれている。かつてソマリア代表部はローマに、またブータン代表部はジュネーブにあったが、現在はいずれもブリュッセルに移っている。

さらに、前述のようにパラオ代表部が本国に設置されている。他は、いずれもブリュッセルに代表部がある。メキシコ代表部も同様であるが、Section Environnement 及び Section Juridique はそれぞれパリ及びマドリッドにある。それぞれ同国の在フランス及びスペイン大使館に配置されているのであろう。このようなケースも存在するのである。

(v) EU については北キプロス・トルコ共和国 (TRNC)、サハラ・アラブ民主共和国 (RASD) 等、EU 加盟国が独立国家として承認していない国がブリュッセルに *délégation* “*fantôme*” を置いている可能性はあるのではないか。また、EU 加盟国の旧海外領土でいまでは高度の自治を認められている地域、例えばグリーンランドが EU にステータスをもたない代表部を置いている可能性がある。これらも *délégation* “*fantôme*” であろう。

また、やはり EU について、過去に旧ソ連、東ドイツ、チェコスロヴァキア、ブルガリア及びハンガリーが一時期欧州共同体に対する「事実上の代表部」を置いていたといえるのではないか。1989年1月以降、これら5カ国及び EEC は常駐代表の交換を開始したが (本紀要第135号、113頁)、それまではこれら5カ国の在ベルギー大使館は欧州共同体の動きをフォローし、場合によっては EC 委員会と非公式に接触することもあったであろう。これらは欧州共同体に対する *délégations de facto* といえるのではないか。

—このような動きの多くは、ECSC 最高機関、EEC 委員会、ユーラトム委員会、1967年7月以降の EC 委員会、そして1993年11月以降の欧州委員会がそれぞれ発行した外交団リストの各版を見れば判然とする⁽¹²⁾。

3. (1) Salmon は EEC 及び EAEC に対する加盟国代表が通常的外交使節と同様 *fonctions diplomatiques traditionnelles*、すなわち *représentation*、*protection des intérêts de leur gouvernement*、*négociation* 及び *information* の諸機能をもつ、というのが (*Les Missions Permanentes...*, I, 641)、法理上は加盟

(12) http://ec.europa.eu/dgs/secretariat_general/corps

国及び非加盟国の代表がもつ機能は別々の筈である。

(2)欧州委員会(のちEU)が第三国に置く代表部について筆者が指摘したのは、いくつかの代表部が“chargé d'affaires a.i.”を長期間にわたり館長としている事実である。国家間の場合、これは臨時代理大(公)使と訳され、「使節団の長が欠けたとき、または、使節団の長がその職務を遂行することができないときは、臨時代理大(公)使が一時的に使節団の長として行動する。」(外交関係に関するウィーン条約第19条第1項)。

国際機関の場合も館長が不在の場合、適当な館員(通常は次席館員)が一時的に代表の代理となって代表部の運営にあたる場合があり、EU代表部でもそのような臨時代表代理が館長となることがある。しかし、EU代表部の一部については、chargé d'affaires a.i.が臨時でなく長期にわたって館長を務めている。最近の一例は北朝鮮代表部で(本紀要第143号、77-8頁)、理由は政治的なものではないかと筆者は推察している。

筆者は、かつてある代表部がregional delegationとなり、近隣諸国にある代表部がregionalised delegationとなるケースが相当数あると述べた(本紀要第134号、159-160頁)。この二つは「親公館」と「子公館」との関係にあるといえれば理解し易いと思うが、現実には必ずしもそのように割切れない場合があるようである。在ヴァヌアツ代表部のNicolas Berlanga臨時代表代理が2008年、筆者の照会に対して述べたところでは、彼自身が在ヴァヌアツ代表であって、在パプア・ニュー・ギニア代表部が「親公館」であるとは必ずしも認識していないことを示唆するものであった(本紀要第134号、159-160頁)。

しかし、ある国に置かれているregional delegationの長は大使の肩書をもつが、regionalised delegationについては、その長(任国に居住する。)はchargé d'affaires a.i.の資格をもつ。Regional delegation及びregionalised delegationはACP諸国にある場合が多い⁽¹³⁾。EUとしては、これらの国全部に大使級の代表を派遣したいが当面これができず、したがってchargé

(13) いうまでもなく、ACPはEUと4次に及ぶロメ協定及びコトヌー協定を締結したアフリカ・カリブ海・大洋州諸国である。第4次ロメ協定が2000年2月末に効力を失ったことを受けて、同年6月23日、79カ国のACP諸国がEU加盟15カ国(当時)と調印した(2003年4月1日効力発生)。

d'affaires a.i. を置いているのであろう。(すなわち、政治的な理由ではなく、人事または財政上の理由によると思われる。) EU はこれらの国に資金・技術両面で各種の協力を行なっているが、そのために必要なスタッフ、資材等は当面 regional delegation で集中管理し、必要に応じて近隣の、regionalised delegation が置かれている国・地域にもち込むようにしているのであろう。Regionalised delegation の長は regional delegation の長に形式的には従属しているのであろうが、実質的には必ずしもそうではないといえよいかも知れない。

しかし、最近では regional delegation または regionalised delegation の表現を目にすることは少なくなった。ACP 諸国のそれぞれにおける EU の協力体制の整備が進み、代表部の館長が大使であっても、また chargé d'affaires a.i. であっても実質的な違いが少なくなっていることがその背景にあると考えられる。

(3) 欧州委員会 (のち EU) は多くの常駐代表を域外に置いていたが、1人の代表が複数の国につき委員会を代表する場合があった。その理由はさまざまであったが、人事・財政面だけを考えるならば、欧州委員会は可能であれば域外のあらゆる国に代表を派遣したことであろう。実際にはそうもいかず、1人にいくつかの国を兼任せしめざるを得なかったことがあったのであろう。

欧州委員会の常駐代表は、同委員会 (のち EU) 編の職員録の“External delegations, representations and offices” にリスト・アップされていた。各代表につき兼任先がある場合は脚注の形でこれが示されていたが、2008年版 (2008年5月27日現在の状況を示す。) からこのような脚注はほとんどなくなった。欧州委員会の代表が EU の代表となった現在では、兼任先がますます減っている。一方、EU に対する第三国代表についても二つの国が一人の代表を EU に信任せしめる場合があることは前述の通りである。

B 不完全主権国の使節権

I 不完全主権国が使節権を行使した例

1. 筆者は本紀要第141号で、不完全主権国 (半主権国) 等が宗主国によ

り認められる国際法上の行為能力（とくに使節権）の幅は一つ一つ異なる、と述べ、L. Oppenheim 第1版（1906年）から第4版（1928年）までを引用して実例を挙げ、この点を示そうとした（13-5頁）。Oppenheim 教授は1919年10月7日に死去したから、第3版以降はさまざまな学者が編者となり、改訂したものである。

2. 第5版-第8版のうち筆者が参照し得たのはH. Lauterpacht 編の第8版（1955年刊）であるが、関連の記述は第4版のそれと同じである（I, 774）。なお、第3版及び第4版は「国際連盟は国家ではないが、*sui generis* の国際主体であるため使節権を保持する。」と述べているが（それぞれI, 543及びI, 609頁）、第8版では国連を国際連盟に代置している（I, 773）。Roxburgh、McNair 及び Lauterpacht が使節権を広い意味に解釈していることは明白である。

3. 最直近の版は第9版で、Robert Jennings 及び Arthur Watts の2人を編者とし、1996年に刊行された。第9版によりフレッシュな情報を次の通り加えたい（I, 1056-7頁）。

不完全主権国が使節権を行使した例として、南アフリカ共和国（トランスヴァール自治国）がある。ほかに、南ローデシア（1980年4月18日、ジンバブエ共和国として独立）はイギリスの植民地であったが、ロンドンに高等弁務官（イギリス連邦諸国の外交使節と同じ特権・免除を享受した。）を置き、また米国に事務所（形式的にはイギリス大使館の一部であったが、同館とは大体において別個の存在であった。）を置いていた。

モロッコは1666年、ムライ・ラシードがフェスを占領し、国内を統一したが、1830年、フランスはアルジェリアの征服を開始、アブドル・ラフマンは1844年、アルジェリアとの国境を画定した。その後モロッコはスペインとの戦争に直面したが、イギリスの圧力もあって、スペインは最終的にはシディ・イフニのみを領有した。ヨーロッパ列強、とくにイギリス、スペイン及びフランスはモロッコに対する進出競争を行なったが、のちイタリア及びイギリスはこの競争から撤退した。1906年のアルヘシラス会議でモロッコの独立は一応認められたが、1912年3月のフェス協定によりフランスの保護領となり、また同年9月のフランス・スペイン協定で北部のリフ地方におけるスペインの保護領が確定した。スルタンは統治

者としてとどまったが、実際の行政はフランス及びスペインが設置した政庁が行なった。タンジールとその周辺は1923年の法令で国際地帯となった。しかし、フランス政府は1955年11月、声明でモロッコ独立の原則を認め、翌1956年3月、フランスはフェス協定を終焉せしめる協定によりこの声明を履行した。翌4月、スペインもモロッコの独立を承認した。また、モロッコは同年10月、タンジール地域に対する主権を回復した。

興味あることに、モロッコがまだフランスの保護領であったころ、米国はタンジールに外交代表を置いていた。(もっとも、彼はスルタンと直接に交渉せず、フランス総督を経由してこれを行なった。)

インドは1947年8月15日、独立して完全主権国となった。米国は、当然のことながらその日まで同国を承認しなかったのであるが、1947年4月、初代インド駐割大使を信任せしめ、またインドの初代駐米大使を同年7月に接受した。(同大使が提出した信任状はイギリス国王が署名したものであった。)米国は、これにより独立前のインドを黙示的に承認したことになるのだろうか。

——ソ連は1991年12月25日に解体し、各構成共和国が独立したので、ソ連に関する Jennings 及び Watts の記述は改められなければならない。(旧ソ連の承継国はロシア連邦であるが、構成主体はいずれも外交能力を付与されておらず、したがって使節権をもっていない。)この点、後述する。

過去に不完全主権国が使節権を享受した例は他にも多々あり、今後 Oppenheim の著書以外の文献にもあたる考えである⁽¹⁴⁾。それにしても現在は不完全主権国がほとんどなくなり、したがってこのような主体が使節権を行使するケースはほぼ皆無となった。その一方で、ある国家の海外領土(すなわち、理論的には本国の一部)が使節権を行使する例を散見するようになった。EUに関係するのはこれと連合関係にある海外領土(OCT)であるが、IIにおいてこれら領土の使節権行使の状況を、オランダ及びデンマークの自治領のケースを例にとって眺めることとしたい。

4. 複数の国家が並列的に結合し、国家連合 (confederated States) または連邦 (federal States) を形成することがある。国家連合においては各構成

(14) 例えば本紀要第136号掲載の拙稿に、ルーマニアが自治国であった1861年から1878年の独立まで受動的使節権を行使していたことを述べた(80頁)。

国が依然として国際法上の人格を有し、国際法上の完全な権利能力と行為能力とを維持する。かくて、国家連合そのものは国際法主体とはならないのが一般的である。一方、連合の場合、連邦そのものが国際法主体であつて、通例の場合、構成国（支邦）は主権国家ではない。しかし、支邦が制限された行為能力をもつ場合がある。Jennings 及び Watts は、旧ソ連の構成国、ウクライナ及び白ロシア（現在のベラルーシ）が国連加盟国であつた例を挙げ、支邦は国際的人格をもつ場合がある、と述べる⁽¹⁵⁾。

筆者は、EU が加盟国と並んで使節権を行使している法現象につき、EU のステータスは *sui generis* なもので国家連合より連邦により類似している、加盟国（支邦）は使節権を享有するが、EU 自体もこれを行使している、また、EU が連邦のステータスに達した場合でも加盟国が EU と並んでこの権利を行使する可能性がある、との観点から説明を行なつたことがある（『外務省調査月報』1962年5月号、「ヨーロッパ3 共同体の使節権(1)」、68-9頁）。近く本紀要において改めてこの点に触れる予定である。

連邦を構成する支邦が使節権を行使した好例として第1次大戦までのドイツ、とくにドイツ帝国の支邦がある。ドイツ帝国は1871年に成立したが、これは北ドイツ連邦（1867年7月1日、北ドイツ連邦憲法の効力発生に伴ない成立）が1870年10月末以降、マイン川以南の四つの独立諸邦のそれぞれと条約を締結し、北ドイツ連邦に組み込むという形で行なわれた。北ドイツ連邦はこれら諸邦の一つ、バイエルン王国とは1871年11月23日、条約を締結したが、王国に対し内政面で平時における自国軍隊の指揮権を付与したほか、外交上もかなり大幅な自主権を認めた。かくて、バイエルンは第1次大戦後ワイマール憲法が施行されたあとも教皇庁と外交関係を維持した。しかし、この権利は1934年1月30日の大統領令により停止された⁽¹⁶⁾。

5. カナダは連邦であるが、フランス系住民が8割を占めるケベック州ではもともと分離・独立の志向が強い。Torelli は同州がもつ国際生活への参

(15) Robert Jennings and Arthur Watts (eds.), *Oppenheim's International Law* (London and New York: Longman), I, 249.

(16) 1934年1月30日付ドイツ官報第1部 *Reichsgesetzblatt (Teil I)* (Berlin: Reichsverlagsamt, 1923), S2.

加という願望はしばしば能動的及び受動的な代表権行使の形（初歩的な形ではあるが）をとった、と述べている⁽¹⁷⁾。

II EEC に連合した海外領土と使節権

1. 筆者はブリュッセル在勤当時から欧州経済共同体 (EEC) が創始した「連合制度」に非常な興味を抱いた。1961年9月に帰国したあと本省の中近東アフリカ部（現在の中東アフリカ局）に配属されたこともあって、EEC 及びこれに連合した加盟国の海外領土 (pays et territoires d'outre-mer、英語は Overseas Countries and Territories で、以下“OCT”と略す。) の関係につき、何編かの論文を発表した⁽¹⁸⁾。

これら海外領土のうち独立を達成したものはほとんどが EEC (のち EU) と平等の立場で条約を締結、連合関係を継続した。これら独立国は AASM (「連合されたアフリカ諸国及びマダガスカル」の意) と呼ばれている。(なお、テュニジア、モロッコ、リビア等、1958年1月、EEC が発足する前にフランスまたはイタリアから独立していた諸国には「経済的連合」の締結がオファーされた。)

EEC 発足間もない1960年は「アフリカの年」といわれ、実に17の独立国がアフリカで誕生した。そして、うち16カ国がそれまでフランス、イタリア及びベルギーの統治下にあったのである。(うちトーゴ及びカメ

(17) Maurice Torrelli, “Les Relations Extérieures du Québec” dans *Annuaire Français de Droit International* (Paris: Centre National de la Recherche Scientifique, 1970), pp. 288–293.

(18) 主要な論文は次の通りである。

- (1) 『アジア経済』1963年8月号「『ユーロ・アフリカ共同体』の性格について」
- (2) 『アジア経済』1963年9月号「ユーロ・アフリカ共同体の開放性について」
- (3) 『アジア経済』1963年12月、1964年2月及び4月号「EEC 連合制度5カ年の成果」
- (4) “The Character of the ‘Euro-African Community’” (1964年2月執筆)
- (5) “Origins of the Concept of the Eurafrikan Community” (1964年11月執筆)

(1)–(3)は私家版『私の外交論文集』(1)(1986年刊)、また(4)及び(5)は同 *Academic Papers on Diplomatic Relations and International Politics* (2008年刊) に収録してある。このほか、『アジア経済』1965年4月、5月及び8月号に「ユーロ・アフリカ新連合協定に関するストラズブール議員会議の勧告ほか」を寄稿した。

これらの研究に対する前田啓一教授のコメントが同教授の『溶解する EU 開発協力政策』(同文館、2012年)に掲載されている(89頁、注26)。

OCT は “Overseas Countries and Territories” を略したものであるが、“countries” はおそらく国連信託統治地域(カメルーン、ソマリア及びルワンダ・ウルンディ)を指しているであろう。

ルーンはフランスの、またソマリアはイタリアの国連信託統治領であった。) 1962年9月には、ベルギーの信託統治領ルアンダ・ウルンディがルワンダ及びブルンディの2カ国として独立した。当然、EEC及びこれら18の独立国との関係は変質し、両者は平等の立場で条約を締結してこの関係を規定するようになった。2次にわたるヤウンデ協定がこれである。その後、旧英領モーリシャスが加わり、AASMは計19カ国となった。以下、これら19カ国を仮に「旧AASM」と呼ぶ。

1973年1月、イギリス、アイルランド及びデンマークがEECを含む三つの欧州共同体に加盟したことでイギリス及びデンマークがもつ海外領土・旧海外領土もEECと特別の関係をもつこととなった。4次にわたるロメ協定は、主としてフランス、イタリア、ベルギー、イギリス及びデンマークから独立を達成した諸国を対象としたもので、これが現行のコトヌー協定につながるのである。これら諸国は旧AASMと共に「ACP諸国」と呼ばれ、また「連合」の表現は使用されなくなった⁽¹⁹⁾。

しかしEU加盟国から未独立の地域があり、これら地域は依然としてOCTである。

2. さて、19を数える旧AASM諸国がEECに派遣する常駐使節についてであるが、彼等の資格・信任手続等はACP諸国の外交代表のそれとは現在でも異なっている。旧AASM諸国の代表は当初から資格が“représentant”であり、任命に対するEEC(現在のEU)側のアグレマンが発出されることはなかった。また、信任状の提出もなく、各代表は着任挨拶を行なうの

(19) 第1次ヤウンデ協定は1963年7月20日調印、第2次ヤウンデ協定は1969年7月29日調印、第1次ロメ協定は1975年2月28日調印、第2次ロメ協定は1979年10月31日調印、第3次ロメ協定は1984年12月8日調印、第4次ロメ協定は1989年12月15日調印、コトヌー協定は2000年6月23日調印。旧イギリス領のモーリシャスは1972年第2次ヤウンデ協定に加入(EEC委員会、第6次一般報告[1972年]、ポイント412)、ケニア、ウガンダ及びタンザニアは2回に及ぶアルーシア協定を経て1971年1月1日、EECに連合した(欧州委員会、第4次一般報告[1970年]、ポイント394)。なお、ACP諸国につき本紀要第129号、拙稿、308-313頁を参照されたい。

ちなみに、モロッコ及びチュニジア両国の代表は、EUに対しては“chef de la représentation”、EAECに対しては“chef de la mission”の資格を、またトルコ代表はEUに対しては“délégué permanent”、EAECに対しては“chef de la mission”の資格をそれぞれ与えられていたが、この点は2014年5月現在も変化がない。ただし、外交団リストでは、モロッコ代表はEAECに対しても“chef de la mission”となっている。これは“chef de la représentation”とすべきところを誤ったものと考えられる。

みであった。Reichling は1964年にルクセンブルグの Centre International d'Études et de Recherches Européennes で行なった講義で、旧 AASM 諸国と EEC との間に特別な信任手続が設けられた理由を両者の “appartenance à la famille”、すなわち「(同じ) 家族に属していること」に求めた⁽²⁰⁾。筆者はブリュッセル在勤中、EEC 委員会儀典部で同じ説明を受けた。なお、筆者は旧 AASM 諸国の EU に対する代表ぶりの実際について、またこれら諸国の信任手続の特異点について『筑波女子大学紀要』第7集(2003年3月)及び第8集(2004年3月)に寄せた論文で指摘した(それぞれ4-5頁)。

前述のように、この状態は現在も変わっていない。旧 AASM の常駐代表は依然として EU に対しては “représentant” である。ただし、兼ねて EAEC を代表する場合は “chef de la mission” の資格で信任される。一方、旧 AASM 諸国を除く ACP 諸国の代表は、EU に対する第三国代表と同じ資格をもち、同じ信任手続を踏んでいる。

2014年5月にアクセスした EU 外交団リストでは、旧 AASM19カ国代表(いずれも EU に従前通りの方法で信任されている。)はいずれも EAEC にも信任されているが、EAEC には第三国として信任されている。

しかし、Reichling によると、1964年当時でも旧 AASM 代表に特別な信任手続が提要されることに対して「差別的」とする批判があったという⁽²¹⁾。この点で興味もたれるのは旧 AASM 諸国の一つ、ルワンダの代表が EU 及び EAEC の双方に対して “chef de la mission” の資格を有していることである。もっとも、これが EU 外交団リストの clerical error である可能性はある。いずれにせよ、現在のところルワンダに追随する動きは見られない。筆者は本紀要第141号で将来は旧 AASM 諸国の EU に対する代表の資格はいずれ第三国のそれと同一になるであろうと述べた経緯がある(4頁)。

3. 旧 AASM を含む ACP 諸国の EU に対する関係にはかなりの変動があった。この機会にこの変動の一部について触れたい。

例えば旧フランス領スーダンはギニアとして1958年12月独立したが、

(20) Charles Reichling, *Le Droit de Légation des Communautés Européennes* (Belgique: Heule, 1964), p. 50.

(21) Reichling, *Le Droit de Légation...*, p. 50, n. 1.

EEC との関係は断絶し (ただし、のち ACP 諸国の一つとなった。)、また旧イギリス領モーリシャス (1968年3月独立) は、前述の通り他の旧英領諸国より一足早く、1973年6月1日に EEC と連合関係に入った。なお、EEC が誕生する前にフランス及びイタリアから独立していたチュニジア等については前述したが、このほか1958年1月当時まだフランスの海外県であったアルジェリア (のち1962年7月になって独立) との関係についても記述すべきであろう。しかし、本稿では省筆せざるを得ない。ただし、一言申し上げたいのは、チュニジア等より早くフランスの支配を脱した旧仏領インドシナ3カ国が EEC 設立条約の枠外に置かれた理由が筆者には分からないということである。(カンボディア及びラオスは1953年10月及び11月の独立で、チュニジア及びモロッコよりほぼ2年半早く独立した。モロッコは1956年3月2日、またチュニジアは同月20日、それぞれ独立した。)

EEC 加盟国の海外領土を EEC に連合させることはフランス政府の強い主張により実現したものであるが⁽²²⁾、先進国が途上国・地域に対する資金的・技術的援助を行なうことはその後世界的な風潮となった。EU もこの風潮に従い、加盟国の海外領土・旧海外領土以外の途上国・地域に対しても開発協力を行なうようになった。EEC 委員会 (のち EC 委員会、欧州委員会) の『一般報告』の構成を見てもこの動きが反映されている。例えば、初期の『一般報告』には The Association of Overseas Countries and Territories の章が設けられているのみであった。しかし、1976年をカバーする欧州委員会『第1次一般報告』の“External Relations”の章には、AASM 及び OCT の節とは別の節、“Common commercial policy”に“General problems of development”の項が設けられた (『第2次一般報告』では“Relations with the developing countries”と改題)。『1995年一般報告』では“Role of the EU in the World”の章に“Development policy”及び“Relations with ACP countries, South Africa and the OCT’s”の二つの節が置かれた。連合制度は EEC (のち EU) が広く途上国の開発にかかわる一つのきっかけとなったといえるのかも知れない。

(22) 注18に掲げた論文“Origins of the Concept of the Eurafican Community”はこの点を明らかにすることを目的としたものである。

4. 一方、EU 加盟国においても海外領土との関係に影響を与えるような国家体制の変化が見られた。1990年10月3日の東西ドイツの併合はその最も重要な例であるが、ここではオランダ及びデンマークについて一言するにとどめたい。

1957年3月25日に署名された EEC 設立条約第 4 部(第 131 条-第 136 条)は EEC とフランス、イタリア、ベルギー及びオランダが当時もっていた海外領土 (国連信託地域を含む。) との連合に関する規定を置き、条約付属書 IV は連合の対象となる海外領土をリスト・アップしているが、オランダの海外領土としてはオランダ領ニュー・ギニアのみが掲げられている。スリナム、オランダ領アンティル及びアルバは付属書 IV に掲げられなかったが、加盟国の海外領土である以上、連合の可能性は残されていた。それでは、これらオランダの海外領土はいかなる運命をたどったか。

(1) オランダ領ニュー・ギニアは1950年8月15日、インドネシア共和国として独立した。

(2) オランダは1960年7月20日及び1961年6月7日、それぞれスリナム及びオランダ領アンティルの EEC への連合を申請した (1961年5月1日から1961年4月30日までをカバーする『第5次一般報告』ポイント163)。その結果スリナムが1962年9月1日、またオランダ領アンティルは1964年10月1日、それぞれ OCT として EEC と連合関係に入った (『第6次一般報告』ポイント216、『第8次一般報告』ポイント316、本紀要第123号、112頁)。

(3) その後、1954年12月29日公布のオランダ王国 (Koninkrijk der Nederlanden) 憲章により、スリナム及びオランダ領アンティルは王国内の構成国という新しいステータスを与えられ、またアルバは1986年、王国内の自治国となった。(スリナム及びオランダ領アンティルはオランダに全権公使を置くことになった。)

(4) スリナムは1975年11月25日、オランダから独立した。スリナムは ACP の一つとなり、1976年7月19日、EEC に初代代表を信任せしめ (『東京家政学院筑波女子大学紀要』第8集 [2004年3月刊]、拙稿、18頁)、またおそくとも1977年9月までに欧州委員会の初代代表を接受した (本紀要第129号、329-330頁)。

(5) オランダ領アンティルは2010年10月10日に解体され、五つの島はアルバと同様それぞれがオランダから新しい憲法上のステータスを獲得した。具体的には、アルバ及び旧オランダ領アンティルのキュラソー (Curaçao) 及びシント・マールテン (Sint Marten) は王国内で自治国となり、旧オランダ領アンティルの残る三つの島、ボネール (Bonaire)、シント・ユースタティウス島 (Sint Eustatius) 及びサバ島 (Saba) は王国の海外特別自治体 (bijzondere gemeente) としてオランダ本土の一部となった。

かくて、現在、オランダ王国はオランダ、カリブ海の3自治国及び3特別自治体で構成されているのである。3自治国及び3特別自治体はEUのOTCとなっていると考えられる。いずれにせよ、これら自治国等はEUと代表を交換していない。

5. デンマーク王国 (Kongeriget Danmark) は1973年1月1日、三つの欧州共同体に加盟したが、その際グリーンランド (Grønland) は本国とともに加盟⁽²³⁾、一方、1948年から内政自治権を得ていたフェロー諸島 (Føroyar) は加盟しなかった。グリーンランドは1953年6月5日の憲法でデンマーク王国の不可分の一部 (integral part) とされたが (EECにはOCTとして連合された。)、1979年5月にかかなりの程度まで自治権を獲得した。グリーンランドは住民投票の結果、1985年2月1日に欧州3共同体から脱退した。しかし、海外領土としてEECとの連合は継続することとなった (*Bulletin of the European Communities*, 1985年2月、ポイント1.4.1及び1.4.2.)⁽²⁴⁾。グリーンランドというOCT (デンマークの不可分の一部であるが) が国際

(23) 1971年5月12日、欧州共同体に対するデンマーク代表部の Barlebo Larsen 代表臨時代理は EEC 及び EAEC 両理事会の Renaat van Elslande 議長に、また翌13日、ECSC 特別理事会の Antoine Wehenkel 議長に、それぞれ加盟申請書を提出した。交渉の結果、デンマーク及び欧州共同体は1972年1月22日、ブリュッセルで加盟に関する協定を締結したが、デンマーク政府は10月2日、欧州共同体加盟の是非を問う国民投票を実施した。89.4%の有効投票率であったが、開票の結果は賛成が195万5,932票 (63.5%)、反対が112万4,006票 (36.5%) であった。同月11日、マルガレーテ女王の裁可を得てデンマークの欧州共同体加盟が決定した (欧州委員会『一般報告 (1972年)』、ポイント6)。かくてデンマークの加盟は1973年1月1日、実現した。しかし、上記の賛成票及び反対票はグリーンランドの2万4,000票を含んでいない。実際にはグリーンランドは加盟に反対の意志を示したのであるが、同地住民の投票数は少なく、大勢に影響するに至らなかったのである。

(24) 第19次一般報告 (1985年) は、“The Year in brief” の2月1日の項で “Greenland leaves Community but remains associated with it as overseas territory” と述べている (377頁)。

機関への加盟・脱退に voice をもつことがわかる。

マーストリヒト条約第50条は加盟国の EU からの脱退につき規定しているが、これまで EU を脱退したのはグリーンランドを最初とするいくつかの OCT である。(なお、脱退に関する規定はリスボン条約第50条(1)にも置かれている。)ただし、グリーンランドはマーストリヒト条約第50条の規定によってではなく、欧州共同体と両者の将来の関係につき規定したグリーンランド条約に基づいて脱退した。グリーンランドは一層の自治権獲得に向けての提案(本国からの司法、警察、沿岸警備等の委譲)が2008年11月の住民投票で承認され、翌2009年6月21日から独立性を強め、いくつかの国に外交代表を派遣するようになった。グリーンランドはいまや一定の範囲で国際能力をもつといえよう。なお、フェロー諸島及びグリーンランドの住民はデンマーク本国の国籍・市民権をもつため、自動的に EU の市民権をもつ。いずれにせよ、グリーンランドは EU に代表を派遣していない。

6. ある国家の海外領土の一部が使節権を行使する例を散見するようになった。EU に関係するのはこれと連合関係にある海外領土、すなわち OCT であるが、本紀要第123号で欧州委員会の在キューバ代表が一時オランダ領アンチレス及びアルバを兼任したことを述べた(112-4頁)。

EU 加盟国の海外領土の一部ははじめから EEC の OCT にならず、また AASM または ACP とならなかった国もあった。一方、ACP 諸国でコトヌー協定から離脱した国もある。また、スーダンの南部10州が2011年7月9日、分離して「南スーダン共和国」として独立したケースもある⁽²⁵⁾。このような動きを逐一精査しなければならないが、その上でようやく OCT 及び OCT であった国の一つ一つにつき域外との公式関係を眺めることが可能となる。前述のように、EEC が旧オランダ領アンチレス及びアルバに代

(25) 2011年7月9日、南スーダン共和国が独立したが、2012年3月20日、Salva Kir Mayaddit を団長とする同代表団が欧州委員会を往訪、コトヌー協定への加入を申し入れた。同年6月14日、ACP 諸国及び EU は、南スーダンの協定加入の手続きは flexible なものとする事で合意した。しかし、南スーダンはまだ ACP とはなっていないようである。同国は、2012年2月29日、すなわち Salva Kir Mayaddit 代表団が欧州委員会を往訪する前日、EU の許に代表部を設置した。現在、Mathiang RING ACIER 参事官(2014年2月27日着任)が代表臨時代理となっている。

表(兼任)を置いていたことがあるが、将来、グリーンランド、オランダがカリブ海にもつ自治国及び特別自治体がEUと代表を交換する可能性は高いのではないか。

[付記1] 代表部の名称について

1. EUが接受する代表部の正式名称は、2009年12月1日にリスボン条約が実施されたあとはMission to the European UnionまたはMission to the European Union and the European Atomic Energy Communityである。

2. 1993年11月1日にマーストリヒト条約(1992年2月7日調印)が効力を発生したあと、欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)、欧州共同体(EC、旧EEC)及び欧州原子力共同体(EAEC)に対する第三国の代表部はいずれもその看板をMission to the European CommunitiesからMission to the EUに塗り変えた。EC(旧EEC)のみに信任されていた第三国の代表部も同様であった。しかし、筆者はこれには異論がある(後述)。

『東京家政学院筑波女子大学紀要』第7集(2003年3月刊)で明らかにしたように(9頁)、インド代表部は1962年10月22日、初代代表を信任せしめたときからEEC及びECSCのみに信任されていたので、代表部名はMission to the EEC and the ECSCとなった、また2002年7月23日、ECSC設立条約が効力を失ったあと、同代表部はMission to the ECとなった、と筆者は想像している。さらに2009年12月1日、リスボン条約(2007年12月13日調印)が効力を発生し、第三国代表部はMission to the EUまたはMission to the EU and the EAECとなったが(後述)、インド代表部は前者の一例となった筈である。

ところで、筆者は第三国代表部がマーストリヒト条約の効力発生後Mission to the EUとなったのは少々おかしいと考えている。同条約により成立したEUは三つの柱で構成されていた。第1の柱は三つの欧州共同体であり、第2の柱は共通外交・安全保障政策(CFSP)であり、また第3の柱は司法・内務協力(CFSP)であるが、第2及び第3の柱は加盟国政府の間の協力を内容とするもので(第2の柱はアムステルダム条約で警察・刑事司法協力[PJCC]に改められた。)、三つの欧州共同体のそれぞれは法主体性を付与されていたものの、EUそのものは法主体ではなかつ

た。当然のことながら当時の EU 自体に使節権は帰属しなかったのである。一方、リスボン条約が設置した EU は EC (旧 EEC) の新名称であって——いわば「新 EU」である。——、法主体性を有する。これにより、第三国の代表部ははじめて Mission to the EU になったと考えるべきであろう。また、これまで一再ならず述べたように、EAEC は EU (旧 EC、EEC) とは別個の存在となり、いまや独自の法主体性を有する。したがって、第三国の代表部であって EU のみならず EAEC にも信任されている代表部の名称は正式には Mission to the EU and the EAEC となる筈である。もっとも日常的には EAEC を EU の一部のように見做し、Mission to the EU ということはあろう。

ECSC については、1951年4月18日に署名され、1952年7月23日効力を発生した設立条約が50年の有効期間をもつもので、2002年7月22日に失効したため、その日をもって姿を消した。(インド代表部はこの時点で Mission to the EC となったのであろう。前述したように、筆者の考えでは1993年11月から Mission to the EEC and the ECSC、2002年7月から Mission to the EC、2009年12月から Mission to the EU となるのが正しい。)

マーストリヒト条約の下における EU が法主体性を有せず、したがって第三国代表部がこれに信任されることは理論上あり得ないという筆者の考えを裏付けているのが欧州委員会の編集にかかる外交団リストの表題である。同条約の実施後も、表題はそれまで通り *Corps diplomatique accrédité auprès des Communautés Européennes et représentations auprès de la Commission* であった。リスボン条約が効力を発生したあと、*Corps diplomatique accrédité auprès de l'Union Européenne et de la Communauté Européenne de l'Énergie Atomique et représentations auprès de la Commission* となったのである。(このリストは、前述のように2008年12月版まで冊子であったが、2009年からデジタル化された。)

どうやら、1993年11月当時、欧州委員会儀典部の要請によってではなく、若干の第三国代表部が独自の判断で Mission to the EU と名乗り、他の代表部がこれに追従したということのようである。

3. 欧州委員会の在外代表部は2009年11月、リスボン条約の実施後 EU 代表部となった。筆者の考えでは、三つ (のち二つ) の欧州共同体または

EC (旧 EEC) に対する第三国の代表部は、やはりこのときはじめて EU 代表部となったのである。

[付記 2] EU の外交団リスト

筆者は本稿を起草中の2014年5月末、EU の外交団リストにアクセスし、同日付の版 (mise à jour) により得た情報の一部は本稿でも利用したが、それ以外に知り得た諸点は次の通り。

(1) アンティグア・バーブーダ代表部のページはあるが、代表・代表部員の氏名はもちろん代表部のアドレス等も記載されていない。閉館された可能性がある。

(2) 2014年5月現在、第三国のうち EU のみに代表を派遣しているのはジブチ、ハイチ、インド、ジャマイカ、リベリア、リビア、ミャンマー、ネパール、ナイジェリア、フィリピン及びドミニカ共和国の計11カ国である。

(3) 国際機関を含む非国家主体で欧州委員会に対し連絡事務所を置くケースは多いが、連絡事務所の名称及び連絡事務所長の資格はさまざままで統一されていない (例えばパレスティナ事務所は“Délégation Générale”、所長は“Délégué Général”)。ここでは、連絡事務所長の一部が大使級であることのみを指摘するに止める。すなわち、湾岸協力理事会 (GCC)、欧州評議会 (CoE または CE)、パレスティナ自治政府、アラブ連盟、マルタ騎士団、イスラム協力機構 (OIC) 及びアフリカ連合 (AU) の諸代表は“Ambassador”の肩書を持ち、これが外交団リストに記載されるようになった (例えばパレスティナ代表は Mme l’Ambassadeur Leila SHAHID のように)。本紀要第124号及び第127号で述べたが、かつては大使のタイトルが付されていたのはマルタ騎士団、GCC 等、一部の非国家主体代表のみであった。

ここで念のためパレスティナ自治政府について一言したい。パレスティナは多くの国から国家として承認されており (現在のところ、国連加盟国中132カ国)、また2011年10月31日には UNESCO の正式な加盟国として迎え入れる等の動きがあった。国連においては、パレスティナ自治政府は当初「パレスティナ解放機構」として非加盟のオブザーバー組織であった

が⁽²⁶⁾、同自治政府議長は2012年9月8日の会見で国連のオブザーバー国として承認を求めると述べ、同年11月29日、国連総会はパレスティナ自治政府に国家としての国連オブザーバーの地位を与える決議 A/RES/67/19 を採択した。

このようにパレスティナ自治政府は一部の国・国際機関から主権国家として扱われているが、EU 及び約半数の EU 加盟国（バルト3カ国を含む。）はそのように扱っていない。したがって、同政府の連絡事務所は欧州委員会の外交団リストでも “Missions accréditées auprès de l’UE et auprès de la CEEA” でなく “Organisations internationales et autres représentations auprès de la Commission européenne” の欄に入れられている。これにより、パレスティナ自治政府は国家ではなく、EU に対するその連絡事務所は EU に信任されておらず、その一機関である欧州委員会の許に置かれている、という EU の姿勢が示されている。（未完）

(26) 国連事務局は定期的に発行する *Permanent Missions to the United Nations* を定期的に発行している。最近の版で筆者が参照し得たのは2012年3月版及び2014年3月版であるが、2012年3月版ではパレスティナ自治政府は “Entities having received a standing invitation to participate as observers in the sessions and the work of the General Assembly and maintaining permanent observer missions at Headquarters” の欄に掲げられる唯一の主体であった。2014年3月版になると、同自治政府は “Non-member States having received a standing invitation to participate as observers in the sessions and the work of the General Assembly and maintaining permanent observer missions at Headquarters” の欄に、ヴァチカンと共に掲げられている。（ヴァチカンは、2012年3月版ではこの欄に掲げられる唯一の非加盟国であった。）2012年11月の国連総会の決議を反映して取られた措置である。